



その2



総務部

公正取引委員会の最近の取組について

我が国市場を国際的により開かれたものとして、自己責任原則と市場原理に基づく自由な経済社会を目指していくことが現下の重要な政策課題となっています。公正取引委員会は、我が国市場における公正かつ自由な競争を促進するため、独占禁止法違反行為に対しても、厳正かつ積極的に対処することも、公正かつ自由な競争の維持・促進が図られるよう次のような施策を積極的に講じてこ

- ・企業活動のグローバル化等に対する取組（提出：平成十一年一月）
- ・独占禁止法適用除外制度整理法案の提出（平成十一年一月）
- ・企業結合の公表（平成十一年十一月）
- ・手続きの緩和（合併、株式保有等に係る届出・報告制度の対象範囲の縮減）
- ・企業結合ガイドラインの公表（平成十一年十一月）
- ・民事的救済制度に関する取組

価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反行為に対して告発を含め、厳正かつ積極的に対処し、法運用の透明性を高め、法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争の維持・促進に努めています。平成十年度には二十七件の勧告を行いました。なお、沖縄県所在のアルミニウム製造販売業者に対する一件の勧告を行っています。

2 規制緩和と競争政策の積極的推進

国際的に開かれた、自由で公正な活力ある経済社会を形成していくために規制緩和を含めた競争政策を積極的に推進していく必要があります。主な施策として次のような取組を行っています。

- ・規制緩和のための調査・提言
- ・政府規制等と競争政策に関する研究会報告書の公表

市場原理の貫徹と併せて規制緩和の市場を含め、市場における公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に対して、厳正・迅速に対処しています。また、商品・サービスの品質や内容について誤認を防ぐなどにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して、厳正・迅速に対処することにより、消費者取引の適正化を図っています。平成十一年度には、七件の排除命令を行っています。なお、沖縄県所在の中古自動車販売業者に対する一件の排除命令を行っています。

海外競争当局との意見交換、国際会議への参加等により、競争政策の国際的調和の進展を図っていくほか、市場開放問題等へ適切に対処することとしています。



市場原理の貫徹と併せて規制緩和の市場を含め、市場における公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に対して、厳正・迅速に対処しています。

1 入札談合等の独占禁止法違反行為等への積極的な取組

3 公正な競争秩序の確保

4 競争政策の国際的展開への対処

